

グループホームにおける不妊処置の報道を受けて

北海道の社会福祉法人が運営するグループホームで、同居や結婚を望む利用者が不妊処置を受けていたという報道がありました。北海道庁は12月19日の法人側への聞き取り調査では強制があったかは確認できなかつたとしていますが、引き続き、利用者本人や家族への聞き取り調査を行うとしています。

今後、事実関係に基づき、北海道庁や厚生労働省においてその対応が検討されることとなりますが、公益財団法人日本知的障害者福祉協会は、この件に関し次のとおり声明を發表します。

同居や結婚を希望する利用者に、本人の意思に反して不妊処置を条件としていたのであれば、子どもを産み育てることを自分で決める権利の侵害や障害のある方への人権侵害となり、非常に不適切な対応であり、旧優生保護法で強制されてきた不妊手術を容認することにもつながるものです。また、本年9月に国連障害者権利委員会から出された総括所見においては、障害者に対する強制的な不妊手術や中絶を禁止し、あらゆる医療及び外科的処置について十分な説明と同意を確保することが求められています。こうした中において、今回の報道のような行為が行われていたのであれば、障害のある人の思いに寄り添うべき福祉サービス事業者として決してあってはならないことです。

報道によれば、同法人では、「障害者どうしの自由な付き合いを尊重しつつ、しかし現実にはさまざまな障壁があるため、そのことを真摯に家族や本人に説明するのがわれわれの責務だ。その説明の中で、子どもを望まないのであればこういう方法がある、と不妊処置を提案してきた。本人の意向に反して強制したことはない」（2022年12月19日・朝日新聞デジタル配信記事）と説明していますが、同居や結婚を望む8組の利用者が不妊処置を受けていることが明らかになっています。子どもを産むことを希望した際には、グループホームでの支援を打ち切られるという、他に選択肢がない中でのご本人の意思決定の過程に問題がなかったのか、そもそも不妊処置ではない別の選択肢についても十二分に検討を試みたうえでの提案だったのかなど、早急に事実の解明と検証を図っていただきたいと思ひます。

一方で、グループホームは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとしての位置づけであり、障害のある利用者がホームで出産した子どもを健全に育成するための機能は備わっていないため、グループホームにおいて適切な養育環境を提供することが不十分であることも事実であると思ひます。

今回の事案を一法人だけの問題として捉えるのではなく、障害のある人たちの出産や子育て支援について、子育て支援施策との連携を含めて国及び関係者が現状の課題を整理、議論し、早急に法や制度を整備し、誰もが安心して子どもを育てることができる社会となることを強く求めます。

本会としても、知的障害のある方々の意思決定支援と望む暮らしの実現に向けた取組みを進めてまいります。

令和4年12月22日
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井上博